係がある法人（以下この項において「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特別関係会社又は当該認定相続承継会社の第七十条の七の四第二項第一号ハに規定する特別関係会社に該当するものに限る。）又は第七十条の七の二第十四項第十号（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法人の株式又は出資を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式又は出資を有していなかつたものとして計算した価額）に」に改める。

第四十条の十第二項及び第四十条の十一第二項中「価額に」を「価額（認定承継会社等が会社法第二条第二号に規定する外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額）に」に改める。

第四十条の十九第六項中「第四十三条第一項」を「第四十三条第三項」に改める。

第四十二条の三の見出し中「又は施行再建マンションに関する権利」を削り、同条第一項中「もの（次項」に、「が受ける次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める価額」を「に係るマンションの建替えの円滑化等に関する法律第五十八条第一項第四号に掲げる施行再建マンションの敷地利用権の価額の概算額（次項において「施行再建マンション概算額」という。）から同条第一項第三号に掲げる施行マンションの敷地利用権の価額（次項において「施行マンション価額」という。）を控除した残額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「登記を受ける者が受ける次の各号に掲げる登記の」を「次の各号に掲げる場合の」に改め、同項各号を次のように改める。

一　登記を受ける者に係る施行再建マンション概算額から隣接施行敷地持分価額（隣接施行敷地のマンションの建替えの円滑化等に関する法律第五十八条第一項第十一号の価額及び減価額の合計額に同法第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションの同項第十三号に規定する敷地利用権に係る登記を受ける者の持分を乗じて得た価額をいう。次号において同じ。）を控除した残額（次号において「権利変換前価額」という。）が施行マンション価額以上となる場合　当該施行再建マンション概算額から当該施行マンション価額を控除した残額

二　登記を受ける者に係る権利変換前価額が施行マンション価額に満たない場合　当該登記を受ける者に係る隣接施行敷地持分価額

第四十二条の四を次のように改める。

（登記の税率の軽減を受ける農地の存する区域）

第四十二条の四　法第七十六条に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域とする。

第四十二条の七第二項を次のように改める。

2　法第八十条第一項第一号及び第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項各号に掲げる事項について登記を受ける者の一の計画（同項の認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画又は認定中小企業承継事業再生計画をいう。）に従つて増加した資本金の額を合計した金額とする。

3　法第八十条第二項に規定する政令で定める者は次の各号に掲げる者とし、同項に規定する政令で定める株式の引受け又は取得は当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める株式の引受け又は取得とする。

一　預金保険法第百二条第一項第一号に掲げる金融機関又は同号に規定する銀行持株会社等（以下この条において「銀行持株会社等」という。）　次に掲げる株式の引受け又は取得

イ　預金保険法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け

ロ　当該銀行持株会社等（預金保険法第百八条の二第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が同法第百五条第三項の規定により内閣総理大臣に提出した同項に規定する経営健全化計画に定められているものに限る。）により当該発行金融機関等の会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社となつたものに限る。）から割当てを受けた預金保険機構による株式の取得

二　預金保険法第百五条第三項に規定する対象子会社　同法第百七条第三項の規定により行われる銀行持株会社等による株式の引受け

第四十三条の見出し中「免税」を「税率の軽減」に改める。

第四十三条の四を削る。

第四十六条の十一中「と揮発油」の下に「（法第八十八条の五に規定する揮発油をいう。以下第四十八条の五までにおいて同じ。）」を、「第四十六条の十六まで」の下に「、第四十六条の十八、第四十六条の二十二及び第四十六条の二十七」を加える。

第四十六条の十七中「第八十九条第一項」を「第八十八条の八第一項」に改め、同条の次に次の十一条を加える。

（控除対象揮発油の数量を証する書類）

第四十六条の十八　法第八十九条第四項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　控除対象揮発油所持販売業者等（法第八十九条第四項に規定する控除対象揮発油所持販売業者等をいう。）の住所及び氏名又は名称

二　控除対象揮発油（法第八十九条第四項に規定する控除対象揮発油をいう。以下この条及び第四十六条の二十二において同じ。）の貯蔵場所の所在地及び名称

三　当該貯蔵場所において所持する当該控除対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量

イ　バイオエタノール等揮発油

ロ　イに掲げるもの以外の控除対象揮発油

四　当該控除対象揮発油につき法第八十九条第四項又は第七項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者の住所及び氏名又は名称

五　その他参考となるべき事項

（揮発油税超過額の算定方法等）

第四十六条の十九　法第八十九条第四項又は第七項の規定により控除又は還付すべき揮発油税超過額（同条第四項に規定する揮発油税超過額をいう。次項、第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二において同じ。）に相当する金額は、第四十六条の二十二第一項第五号に掲げる合計数量につき、法第八十九条第四項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

2　法第八十九条第四項の規定により停止期間内申告書（同項に規定する停止期間内申告書をいう。以下この項において同じ。）に揮発油税超過額を記載する者は、当該停止期間内申告書に同条第四項又は第七項の規定による控除又は還付を受けようとする旨を付記しなければならない。

（控除又は還付に係る申告書の提出期間）

第四十六条の二十　法第八十九条第四項に規定する政令で定める期間は、三月とする。

（還付のための申告）

第四十六条の二十一　法第八十九条第五項の規定により揮発油税法第十条第二項の規定による申告書に揮発油税超過額を記載する者は、当該申告書に法第八十九条第七項の規定による還付を受けようとする旨を付記しなければならない。

2　法第八十九条第六項に規定する申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申告者の住所及び氏名又は名称

二　揮発油の製造場の所在地及び名称

三　揮発油税超過額その他当該還付に関し参考となるべき事項